

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和2年11月19日（木）

午前10時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第16号

報告第17号

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

さいたま市教職員の給与改定について

3 議 事

議案第61号

さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について

[非公開案件]

4 閉 会

報告第16号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和2年11月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和2年11月10日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別 紙

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		14,123,748	△ 61,173	14,062,575
	2 国庫補助金	1,935,532	△ 61,173	1,874,359
歳入合計		14,778,933	△ 61,173	14,717,760

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		92,174,295	△ 70,320	92,103,975
	3 中学校費	22,523,407	52,027	22,575,434
	6 社会教育費	8,577,808	△ 122,347	8,455,461
歳出合計		92,174,295	△ 70,320	92,103,975

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
18 国庫支出金	14,123,748	△ 61,173	14,062,575	
2 国庫補助金	1,935,532	△ 61,173	1,874,359	
7 教育費国庫補助金	1,935,532	△ 61,173	1,874,359	1 国宝重要文化財等保存整備費補助金
歳入合計	14,778,933	△ 61,173	14,717,760	

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	92,174,295	△ 70,320	92,103,975	△ 69,473	△ 847	
3 中学校費	22,523,407	52,027	22,575,434	46,700	5,327	
4 学校建設費	1,160,377	52,027	1,212,404	地方債 46,700	5,327	1 中学校営繕事業 52,027
6 社会教育費	8,577,808	△ 122,347	8,455,461	△ 116,173	△ 6,174	
3 文化財保護費	629,767	△ 122,347	507,420	国庫支出金 △ 61,173 地方債 △ 55,000	△ 6,174	1 文化財保護事業 △ 122,347
歳出合計	92,174,295	△ 70,320	92,103,975	△ 69,473	△ 847	

提案理由

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）歳入予算は、見沼通船堀(西縁)再整備工事の継続費変更にかかる国庫支出金について、歳出予算は、与野東中学校運動場の用地の取得、さいたま市立中等教育学校整備事業に係る債務負担行為の設定、及び見沼通船堀(西縁)再整備工事の工事期間変更に伴う継続費の変更について、市長に申出するものです。

令和2度12月補正予算

事務事業概要

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	52,027
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	25款 市債	46,700
	予算書P. 51	- 一般財源	5,327
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		補正前予算額	
<補正の目的・内容> 与野東中学校の運動場内の借地について、土地所有者から買取りの要望があったことから、安定した屋外教育環境の確保に向けて当該用地を取得するため、用地の取得に係る経費について、補正を行うものです。		1,146,302	
<主な事業> 1 与野東中学校用地の取得 52,027 与野東中学校の運動場内の借地（403㎡）を購入します。			
[参考] 事業スケジュール ・令和3年1月～2月 土地売買契約 ・令和3年2月～3月 所有権移転登記			

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 文化財保護事業		補正額	△ 122,347			
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課	〔財源内訳〕				
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費	18款 国庫支出金	△ 61,173			
	予算書P. 51	25款 市債	△ 55,000			
<事業の目的・内容> さいたま市の貴重な文化・歴史・教育・観光資源である各種の文化財の保存・継承と活用を進め、市民文化の向上と市の個性・魅力の発信を図ります。		- 一般財源	△ 6,174			
<補正の目的・内容> 見沼通船堀西縁再整備工事の工事発注にあたり、安全対策工法の見直しを行うこととなり、当初予定していた工事期間に変更が生じるため、継続費の変更を行うものです。		補正前予算額				
		629,767				
<主な事業> 1 見沼通船堀西縁再整備工事 △ 122,347 令和4年度完成を目指し、見沼通船堀西縁の堀と閘門の再整備工事を実施します。						
[参考] 事業スケジュール ・令和3年3月 仮契約締結 ・令和3年6月 工事請負契約議案提出 ・令和3年7月 工事着手 ・令和4年9月 工事完了						
<継続費の変更>						
事業名	年度	年割額	財源内訳			
見沼通船堀（西縁）再整備事業	2	補正前	122,347	61,173	55,000	6,174
		補正後	0	0	0	0
	3	補正前	288,756	144,378	129,900	14,478
		補正後	142,671	71,335	64,200	7,136
	4	補正前	-	-	-	-
		補正後	268,432	134,216	120,700	13,516
	計	補正前	411,103	205,551	184,900	20,652
		補正後	411,103	205,551	184,900	20,652

事項 特色ある学校づくり事業		補正額 債務負担行為の設定																			
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	/																			
予算書P.																					
<p><補正の目的・内容> 大宮国際中等教育学校の整備については、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI方式を採用しており、令和4年4月の後期課程校舎の開校に向け、建設工事を実施するとともに、各種準備を進めます。 物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																					
<p><主な事業> 1 債務負担行為の設定</p>		<p>[参考] 事業スケジュール ・令和2年12月 サービス対価の改定に関する確認書の締結 ・令和3年度～令和18年度 改定後のサービス対価の支払</p>																			
<p><債務負担行為></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中等教育学校整備事業 (追加分その3)</td> <td>令和2年度から 令和18年度まで</td> <td>202,017</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>202,017</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中等教育学校整備事業 (追加分その3)	令和2年度から 令和18年度まで	202,017	0	0	0	202,017
事項	期間	限度額	財源内訳																		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源															
中等教育学校整備事業 (追加分その3)	令和2年度から 令和18年度まで	202,017	0	0	0	202,017															

報告第17号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

令和2年11月19日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与改定について

さいたま市教職員の給与改定の概要

1 趣旨

市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するもの。
 ただし、さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の規定を準用しているため、さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)の改正を要さないもの。

2 改定の内容

(1) 期末手当の支給割合について(再任用教職員を除く。)

ア 令和2年度における期末手当の支給月数を、次のように引き下げるもの。

	12月期	
	改定前	改定後
一般教職員	1.30月	1.25月
特定管理教育職員	1.10月	1.05月

※特定管理教育職員は、校長、副校長及び教頭を指す。
 (高等学校及び中等教育学校の副校長及び教頭を除く。)

イ 令和3年度以後における期末手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	1.30月	1.275月	1.30月	1.275月
特定管理教育職員	1.10月	1.075月	1.10月	1.075月

3 施行期日等

- (1) 2(1)アの改定 公布の日(令和2年12月1日から適用)
- (2) 2(1)イの改定 令和3年4月1日